

昭和五十八年十月四日受領
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質一〇〇第一号

昭和五十八年十月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄における米軍占領期の民政府関係文書並びに外交文書の公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における米軍占領期の民政府関係文書並びに外交
文書の公開に関する質問に対する答弁書

一 について

米国の施政権下における沖繩の琉球列島米国民政府関係文書の収集等については、政府と国立国会図書館での協議の結果、専門的知識・経験を有する国立国会図書館が実施する方向で検討することとなった。

同図書館においては、現在、連合国最高司令官総司令部関係文書の収集を行っているところであり、米国民政府関係文書については、米国内法上の問題、米国立公文書館における整理上の都合等もあるので、現段階では具体的な収集計画を立てるに至っていないと承知している。

二について

国立国会図書館としては、連合国最高司令官総司令部関係文書の収集の終了を待つて米国民政府関係文書を収集する計画を立てる予定であると承知している。

政府としては、同図書館における収集に際し、必要に応じ、米政府と折衝する等適宜の措置を講じる考えである。

右答弁する。